

平成19年5月7日

各位

会社名 荒川化学工業株式会社
本社所在地 大阪市中央区平野町1丁目3番7号
代表者名 取締役社長 末村 長弘
(コード番号 4968 東証第一部、大証第一部)
問合せ先 取締役業務統轄部長 山中 勝之
TEL (06)6209-8500(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月7日開催の取締役会において、平成19年6月21日開催予定の第77期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 单元未満株主が行使できる権利の範囲を明確にするために、第10条(单元未満株式についての権利の制限)を新設し、現行定款第10条以下の条数を繰り下げるものであります。
- (2) 経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年に変更するものであります。(変更案第21条)

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(新設)	(单元未満株式についての権利の制限) 第10条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u>
第10条~第19条(条文省略)	第11条~第20条(現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.(現行どおり)
第21条~第36条(条文省略)	第22条~第37条(現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月21日
定款変更の効力発生日 平成19年6月21日

以上